

# 令和6年度青森県銃砲刀剣類登録審査会開催要項

## 1 目的

銃砲刀剣類所持等取締法第14条の規定に基づき、美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類を登録するため、登録のための鑑定を行う青森県銃砲刀剣類登録審査会（以下「登録審査会」とする。）を開催するものとし、開催要項を定めるものである。

## 2 開催時期等

登録審査会は年4回、6月・8月・11月・2月に開催し、会場は青森県教育委員会が定める。

## 3 開催通知

青森県教育委員会は、銃砲刀剣類の登録希望者及び登録証再交付希望者に対し、登録審査会の開催を通知する。

## 4 審査対象

- (1) 未登録の古式銃砲及び刀剣類（火縄式銃砲、火打ち石式銃砲、管打ち式銃砲、紙薬包式銃砲、ピン打ち式（かに目式）銃砲、たち、刀、わきざし、短刀、剣、やり、なぎなた）
- (2) 登録済で、その一部に次のような変更が行われた刀剣類
  - ア 在銘であったものを無銘とした
  - イ 無銘のものに銘を入れた
  - ウ 銘を改ざんした
  - エ 寸法を切りつめた
  - オ 彫物を加えた
  - カ 目くぎ穴の数を増減した
- (3) 登録証再交付を希望する古式銃砲及び刀剣類

## 5 審査手続

### (1) 新規登録

銃砲刀剣類の登録を希望し、刀剣类等発見届を提出した者は、登録審査会の審査を受けなければならない。

また、上記の者の代理人が登録審査会の審査を受ける場合は、委任した旨を証する書類を青森県教育委員会に提出しなければならない。

(2) 登録証再交付

青森県教育委員会で登録を受けた銃砲刀剣類を所持する者は、紛失、盗難などによって登録証を失った場合においては、速やかに青森県教育委員会に届け出てその再交付を受けなければならない。

6 手数料

青森県古式銃砲刀剣類登録申請手数料等徴収条例により、以下のとおりとする。

(1) 登録申請手数料 1件当たり 6,300円

(2) 登録証再交付手数料 1件当たり 3,500円

※審査の結果、登録にならない場合も手数料は徴収する。

※手数料は青森県収入証紙で納入する。